

特定事業所集中減算の「居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域における訪問介護サービス等の介護サービス事業所の考え方について」の部分について、いくつかの事業所から問い合わせがありました。当会より北海道に照会を行い、下記の回答をいただきました。

(平成27年11月27日)

#### <照会内容>

居宅介護支援事業所の通常の業務実施地域がA市内のみである場合に、隣接するB市・C市に所在するサービス事業所がそれぞれ業務実施地域として、A市を包含した届出をだしている場合に、それらのサービス事業所も提供事業所にカウントしなければならないのでしょうか。

B市・C市のこれらのサービス事業所は便宜的にA市を含んだ申請をしているようです。現実的にA市での利用実績は聞いたことがなく。また、これらのサービス事業所とは日頃から交流がないため業務実施地域の変更等があっても、個々の介護支援専門員がそれを把握することはWAM-NETなどで個別に調べない限り難しいのが現状です。

介護サービス事業所が市内に5ヵ所未満であっても、隣接するB市・C市のサービス事業所を含めて集中減算を考えるべきなのでしょうか。

#### <北海道の回答>

ご照会の件ですが、次のとおり回答いたします。

正当な理由の「居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護等サービス等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合」とは、居宅介護支援事業所の通常の実施地域に所在する各サービスが5事業所未満の場合には、当該規定を適用するということになります。

当該居宅介護支援事業所の通常の実施地域に所在しないが、実施地域としている事業所までカウントする必要はありません。